

第1回 国分寺都市計画道路3・2・8号線沿道まちづくり協議会

日 時 平成19年3月14日(水) 午後6時30分～
場 所 国分寺Lホール

議 事 次 第

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 委員委嘱・紹介
4. 座長・副座長選出
5. 議 題
 - (1) 協議会に関する基本事項について
 - (2) まちづくり計画の策定について
 - (3) その他
6. 閉 会

資料

国分寺都市計画道路3・2・8号線沿道まちづくり協議会設置要綱

国分寺都市計画道路3・2・8号線沿道まちづくり協議会委員名簿

国分寺都市計画道路3・2・8号線沿道まちづくり協議会座席表

資料1-1: 協議会設置までの経過について

資料1-2: 国分寺都市計画道路3・2・8号線沿道まちづくり協議会のルール(案)

資料1-3: まちづくり計画の策定について

参考資料-1: まちづくり計画の策定について(検討基礎資料)

参考資料-2: 国分寺都市マスタープラン概要版(パンフレット)

参考資料-3: 国分寺市まちづくり条例のあらまし(パンフレット)

参考資料-4: 事業のあらましと測量の実施について(パンフレット)

国分寺都市計画道路 3・2・8 号線沿道まちづくり協議会設置要綱
(設置)

第 1 条 国分寺都市計画道路 3・2・8 号線 (以下「国 3・2・8 号線」という。)沿道まちづくり計画の案 (以下「まちづくり計画」という。)を策定し、併せてその推進の方策を検討するため、国分寺市まちづくり条例 (平成 16 年条例第 18 号)第 21 条 (推進地区まちづくり協議会)の規定に基づき、国分寺都市計画道路 3・2・8 号線沿道まちづくり協議会 (以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 協議会は、推進地区まちづくり計画に係る区域 (以下「国 3・2・8 号線沿道地区」という。)に関する次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 土地利用に関する事項
- (2) 都市環境に関する事項
- (3) 公共施設の整備に関する事項
- (4) 環境施設帯の整備に関する事項
- (5) その他良好なまちづくりを推進するため必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる委員 25 人以内をもって組織する。

- (1) 公募により選出された市民 3 人以内
- (2) 国 3・2・8 号線沿道地区関係自治会の推薦を受けた者 10 人以内
- (3) 国分寺市立小中学校 P T A 連合会の推薦を受けた者 2 人以内
- (4) 国分寺市商工会の推薦を受けた者 1 人以内
- (5) 東京むさし農業協同組合の推薦を受けた者 1 人以内
- (6) 識見を有する者 4 人以内

(7) 国分寺市の職員 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告をもって終了する。

2 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(座長及び副座長)

第5条 協議会に座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会は、座長が招集し、座長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 協議会は、まちづくり計画の策定に当たっては、次条の規定により設置されたブロック検討会の意見を尊重しなければならない。

(ブロック検討会の設置)

第7条 協議会は、地域特性を踏まえた課題の抽出及び検討をするため、ブロック検討会(以下「検討会」という。)を置くことができる。

2 検討会は、第2条に掲げる事項等について、地域特性を踏まえた課題の抽出及び検討を行い、その結果を協議会に報告する。

(検討会の組織)

第8条 検討会は、第3条第1項第2号に規定する委員のうち当該地区に係る者及び沿道住民等(以下「検討会委員」という。)により組織する。

(検討会の任期)

第 9 条 検討会委員の任期は、前条に規定する報告をもって終了する。

(会長及び副会長)

第 10 条 検討会に会長及び副会長を置き、第 3 条第 1 項第 2 号に規定する委員のうち当該地区に係るものの中から選出する。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会の会議)

第 11 条 検討会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第 12 条 協議会及び検討会(以下「協議会等」という。)は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員及び検討会委員(以下「委員等」という。)以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 13 条 協議会等の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか協議会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

**国分寺都市計画道路3・2・8号線沿道地区
まちづくり協議会委員名簿**

(50音順・敬称略)

| 氏 名 | 所 属 等 | 区 分 | 備 考 |
|-------|-----------------|-----|-----|
| 饗庭伸 | 首都大学東京 研究員 | 6号 | |
| 浅見靖二 | 国分寺市都市建設部長 | 7号 | |
| 有賀隆 | 早稲田大学理工学術院 教授 | 6号 | |
| 有吉重蔵 | 国分寺市市民生活部長 | 7号 | |
| 稲垣道子 | (株)フェリックス 代表取締役 | 6号 | |
| 小口進一 | 国分寺市清掃施設整備等担当部長 | 7号 | |
| 神崎高義 | 戸倉自治会 | 2号 | |
| 栗原進一 | 内藤自治会 | 2号 | |
| 神山正行 | 内藤自治会 | 2号 | |
| 神山秀雄 | 国分寺市商工会 | 4号 | |
| 坂本幸雄 | 公募市民(並木町在住) | 1号 | |
| 高田千恵美 | 国分寺市立小中学校PTA連合会 | 3号 | |
| 田倉平蔵 | 戸倉自治会 | 2号 | |
| 寺内義典 | 国土舘大学工学部 助教授 | 6号 | |
| 内藤孝雄 | 内藤自治会 | 2号 | |
| 内藤豊一 | 内藤自治会 | 2号 | |
| 中村光利 | 内藤自治会 | 2号 | |
| 中村安幸 | 東京むさし農業協同組合 | 5号 | |
| 樋口満雄 | 国分寺市政策部長 | 7号 | |
| 樋口靖明 | 公募市民(東元町在住) | 1号 | |
| 藤木妙子 | 公募市民(戸倉在住) | 1号 | |
| 船水弘子 | 国分寺市立小中学校PTA連合会 | 3号 | |
| 堀口伊作 | 共益東部自治会 | 2号 | |
| 山根衛 | 戸倉自治会 | 2号 | |

1号委員：公募により選出された市民 2号委員：国3・2・8号線沿道地区関係自治会の推薦者

3号委員：国分寺市立小中学校PTA連合会の推薦者 4号委員：国分寺市商工会の推薦者

5号委員：東京むさし農業協同組合の推薦者 6号委員：識見を有する者 7号委員：国分寺市の職員

国分寺都市計画道路3・2・8号線沿道地区まちづくり協議会 事務局名簿

| 所 属 | | 氏 名 | 電 話 |
|-------|-------------------|-----------|--------------------|
| (幹事) | 政策部 政策経営課長 | 橋 本 正 之 | 042-325-0111 内線371 |
| | 市民生活部 経済課長 | 渡 辺 正 広 | 内線392 |
| | 都市建設部 道路管理課長 | 大 久 保 茂 男 | 内線503 |
| | 緑と水と公園課長 | 荒 井 務 | 内線352 |
| | 建設課長 | 阿 部 崇 | 内線505 |
| | 環境部 環境計画課長 | 渡 邊 一 男 | 内線438 |
| | 下水道課長 | 浅 見 博 | 内線442 |
| | 教育部 学務課長 | 福 島 繁 雄 | 内線457 |
| (事務局) | 都市建設部 都市計画担当課長 | 黒 木 秀 一 | 内線513 |
| | 都市計画課 課長 | 松 本 昭 | 内線510 |
| | 都市計画担当係長 | 池 田 昇 | 内線512 |
| | 都市計画担当 | 羽 田 洋 介 | " |
| | " | 斉 藤 幸 芳 | 内線388 |
| | " | 龍 雅 子 | 内線512 |
| | (協力) 株式会社 建設技術研究所 | | |
| | | | |

(都市計画課)

Fax 042-328-1823

E-mail toshikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp

まちづくり協議会設置までの経過について

- 平成 18 年 7 月 1 日 市報 7 月 1 日号にて、まちづくり推進地区指定に向けた市民説明会の案内と公募委員の募集開始（7 月 14 日まで）
- 平成 18 年 7 月 6、7 日 まちづくり条例第 20 条第 2 項の規定に基づき、その概要について市民説明会を行う。
【参加者】6 日：40 名、7 日 42 名 合計 82 名
- 平成 18 年 7 月 20 日 本地区をまちづくり推進地区に指定することにつき「国分寺市まちづくり市民会議」に諮問を行い、差し支えない旨の答申を得る。
- 平成 18 年 9 月 6 日 まちづくり条例第 20 条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、「国分寺都市計画道路 3・2・8 号線沿道地区」をまちづくり推進地区に指定・告示。
- 平成 18 年 11 月 5 日 国分寺まつりにおいて、アンケートによる意向調査を実施
- 平成 19 年 1 月 15 日 沿道まちづくりに関するアンケート調査の実施

道路事業に関する経過は参考資料（パンフレット）を参照

まちづくり推進地区の指定区域

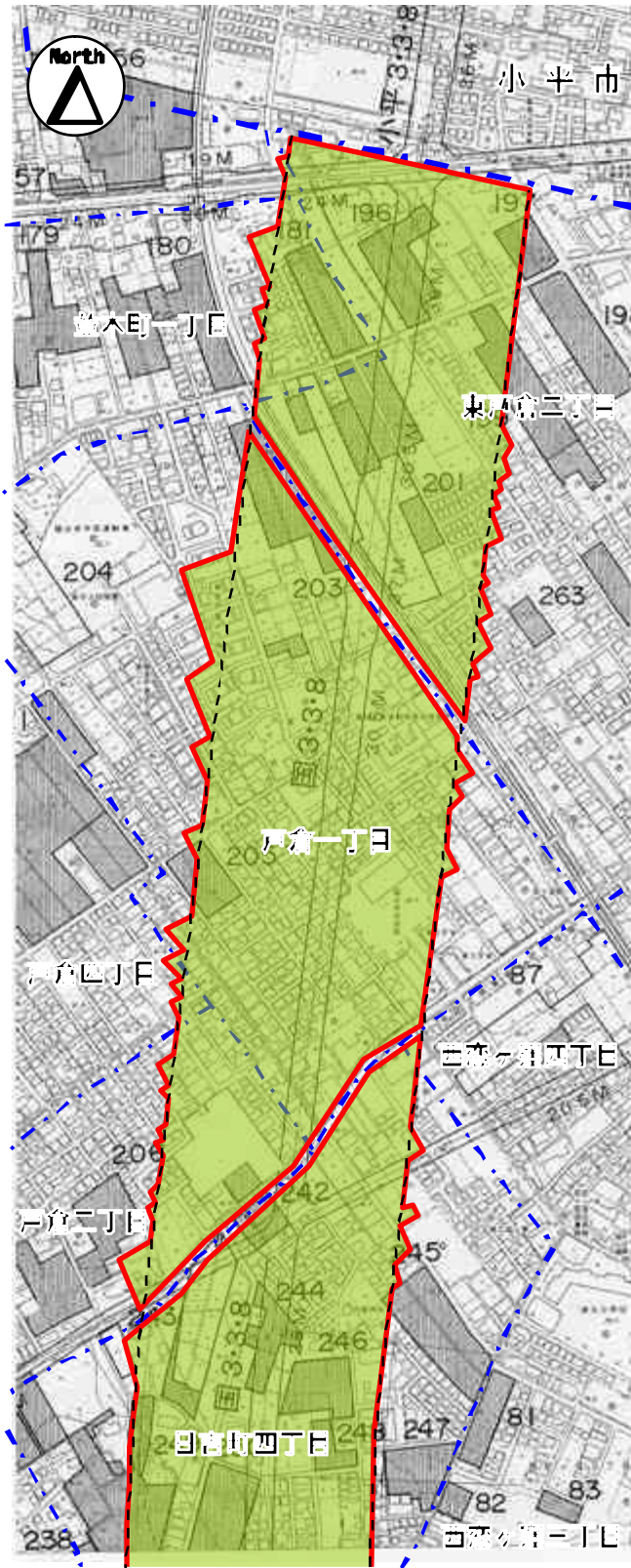
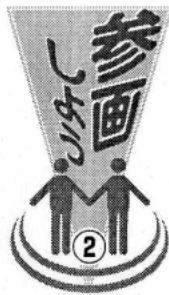


図3・2・8号線の平面線形は、都市計画変更前の計画幅員（計画代表幅員 28m）を示すが、推進地区界は、当該道路の中心から 118mの見通し線を示す。



「国分寺都市計画道路3・3・8号線沿道まちづくり計画」の検討に伴う市民説明会とまちづくり協議会委員募集

市民説明会の開催

国分寺都市計画道路3・3・8号線(以下「国3・3・8号線」)は、本市の都市マスタープランで主要骨格軸とされ、また都府環境軸基本方針の中でも、パイロット地区に指定されるなど、道路整備と周辺のまちづくりが一体となった、良好な都市空間づくりを目標としている都市計

画道路です。

本路線は、ほぼ全区間にわたり新設となることから、地区の実状を踏まえた土地利用や、地区内道路および沿道景観など、道路整備に合わせた沿道のまちづくりを検討する必要があります。そこで、本路線沿道地区を本市まちづくり条例に基づく「まちづくり推進地区」に指定し、まちづくり計画の検討を行うにあたり、今後の取組みに關して説明会を行います。

【日時】7月6日(木)・7日(金)午後6時～7時30分【会場】市役所本庁舎3階第一・委員会室

【仮称国3・3・8号線沿道まちづくり協議会】委員募集

市では、国3・3・8号線沿道地区のまちづくり計画の検討を

行います。

そこで、この地区のまちづくりや将来像に關して、専門家や市の職員などと一緒に考えていただく方を公募します。

【募集人数】3人【報酬】なし【応募資格】20歳以上の市民で、国3・3・8号線沿道のまちづくりに関心と熱意のある方※市の他の公募委員を除く【応募方法】7月14日(金)(必着)までに、作文「国3・3・8号線沿道地区のまちづくりについて」を800字以内にとめ、住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、〒185-1

国分寺市役所都市計画課へ郵送または直接提出※作文は情報公開の対象です【選考方法】応募作文の採点で選考し、同点の場合には応募者立会いで公開抽選し確定【任期】まちづくり計画の策定終了まで(おおむね平成19年度中)

↓都市計画課(内512)



子どもの権利条例 検討ワークショップにご参加を

市では、「(仮称)国分寺市子どもの権利条例」の検討を市民参加を進めるため、子どもの権利条例検討ワークショップを設置します。参加者の募集期間を延長しました。ぜひご応募ください。

【応募資格】市内在住・在勤・在学の方【応募方法】1月17日(木)までに、電話またはファクスで子育て支援課(☎042・325・9026)または男女平等人権課(☎042・573・4388)へ※交通費・謝礼等はありません

程度【応募資格】次の条件をすべて満たす方①まちづくり推進地区内(左表参照)にお住まいの20歳以上の市民②国3・2・8号線沿道のまちづくりに関心と熱意のある方【報酬】なし【応募方法】2月5日(月)(必着)までに、住所・氏名・年齢・電話番号・応募動機(200字程度)を明記し、〒185-1国分寺市役所都市計画課へ郵送または直接提出※応募者多数の場合は公開抽選で決定します※応募動機は情報公開の対象です【任期】まちづくり計画の策定終了まで(おおむね平成19年度末)【会議】7回程度を予定

国3・2・8号線沿道のまちづくりを一緒に考えましょう

市では、「(仮称)国分寺市計画道路3・2・8号線(以下「国3・2・8号線」)沿道地区に對して、よりよいまちづくりを行うため、まちづくり条例に基づき、まちづくり協議会を設置し「まちづくり計画」の策定を行うことと

現在、第1回まちづくり協議会の開催に向け準備を進めていますが、今後「まちづくり計画」

【募集人数】5ブロック各10人



「国3・2・8号線沿道まちづくり推進地区」対象一覧表

| | |
|---------|-------------------------|
| 内藤一丁目 | 13, 14, 18~23, 25~32 |
| 内藤二丁目 | 18の一部 |
| 日吉町一丁目 | 1~3, 5~16, 18~30 |
| 日吉町三丁目 | 1 |
| 日吉町四丁目 | 1~3, 6~26, 28~31 |
| 西恋ヶ窪三丁目 | 9の一部 |
| 戸倉一丁目 | 2, 3, 5~23 |
| 戸倉二丁目 | 1~3, 5, 6, 9 |
| 戸倉四丁目 | 1の一部 |
| 東戸倉二丁目 | 12, 13の一部, 24~32, 37~41 |
| 並木町一丁目 | 1~3, 5 |
| 北町一丁目 | 1の一部 |

※全ての街区(地番)が対象とならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

「国 3・3・8 号線沿道まちづくり計画」の検討に伴う市民説明会概要

日 時：平成 18 年 7 月 6 日（木） 18:00 -19:30 出席者：市民 42 名
：平成 18 年 7 月 7 日（金） 18:00 -19:35 出席者：市民 40 名
場 所：市役所本庁舎第 1・2 委員会室 都市計画課

【主な内容】

- ・まちづくりによって地域コミュニティの分断を解消した事例があるか。
- ・指定地区になった場合、私権に制限がかけられるのか。
- ・公募市民は、全体協議会のメンバーなのか。
- ・ブロック協議会及び全体協議会の人数構成を具体的に教えて欲しい。
- ・多くの公募市民を入れて欲しい。人数の編成に再検討の余地があるのか。
- ・協議会等で検討された結果は、今後どのように反映されるのか。結局は行政によって決定されるのではないか。まちづくり計画に関する決定権者は誰なのか。
- ・公募市民の選定方法、基準、選考者について教えて欲しい。
- ・応募作文は公表し、公正な選定が行われたことがわかるようにして欲しい。
- ・推進地区 100m の範囲では狭いと考える。
- ・協議会の公募委員の人数を市民会議並みの人数にすることを要望。
- ・はじめから周辺的生活道路の課題解決を前提にして協議会の設置を要望。
- ・検討会や協議会での協議内容や役割、また開催頻度等を教えて欲しい。
- ・沿道まちづくりは道路事業と一体となったものと言っていたが、協議会において、事業本体について意見や言及をすることはできるのか。
- ・市民委員は無報酬ということだが、協議会委員は全員無報酬なのか。
- ・有識者だけに報酬がでていることは納得がいかない。再検討をお願いする。
- ・沿道市民の 10 人の選考方法はどの様に想定しているのか教えて欲しい。
- ・少しでも多くの市民が、様々な視点や立場から意見を述べるようなシステムづくりをお願いしたい。
- ・府中区間の事業実施に際し、緑や文化、歴史など様々な分野に配慮したものになると思っていたが、府中市と都の連携の形跡が全く見られなかった。国分寺市は国 3・3・8 の事業に当たり、都と連携した取り組みを行うのか。
- ・沿道から 50m のところに住んでいる。まちづくり計画においては、防犯についてどのように考えているのか。また、日吉町に集会場を設置して欲しい。
- ・協議会において、座長は協議会委員の互選で行うと考えて良いか。
- ・全体協議会の構成で、関係団体について教えて欲しい。
- ・計画検討に際し市境の沿道である府中市と連携はどのように考えるのか。



国分寺市告示第433号

国分寺市まちづくり条例（平成16年条例第18号。以下「条例」という。）
第20条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づくまちづくり推進地区の指定を行った旨を公告する。

平成18年9月6日

国分寺市長 星野信夫



| まちづくり推進地区の概要 | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 推進地区の名称 | 国分寺都市計画道路3・2・8号線沿道地区 |
| 推進地区の指定日 | 平成18年9月6日 |
| 範囲 | 別紙のとおり（都市計画課窓口にて閲覧可） |
| 面積 | 約58ha |
| 指定理由 | 国分寺都市計画道路3・2・8号線沿道地区は、まちづくり基本計画の国分寺市都市マスタープランにおいて、重点的な都市整備が必要と位置付けられていること等を踏まえ、条例第20条第1項の規定に基づき、当該地区をまちづくり推進地区に指定し、推進地区まちづくり計画の策定に着手する必要があるため。 |

国分寺市まちづくり条例（抜粋）

（まちづくり推進地区の指定等）

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する地区において、市街地整備及び都市環境の改善を目的としたまちづくりを重点的に推進する必要があると認めるときは、当該地区をまちづくり推進地区（以下「推進地区」という。）として指定することができる。

- （1）まちづくり基本計画において重点的な都市整備が必要とされている地区
 - （2）法に基づく都市計画事業の施行地区及びその周辺地区
 - （3）公共施設又は公益施設の整備に併せて総合的なまちづくりが必要な地区
 - （4）周辺地域に大きな影響を及ぼすことが予想される第63条第1項に規定する大規模開発事業の予定地及びその周辺地区
- 2 市長は、推進地区の指定に当たっては、当該地区の地区住民等の意見を反映させるため、説明会の開催その他必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、市民会議の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、推進地区を指定したときは、その旨を公告しなければならない。
- 4 前2項の規定は、推進地区の指定の変更について準用する。

（推進地区まちづくり協議会）

第21条 市長は、推進地区を指定したときは、推進地区まちづくり計画を策定するため、当該地区の地区住民等その他規則で定める者により構成する協議会（以下「推進地区まちづくり協議会」という。）を設置するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により推進地区まちづくり協議会を設置したときは、その旨を公告するとともに、市民会議に報告しなければならない。

（推進地区まちづくり計画の策定等）

第22条 市長は、推進地区まちづくり計画を策定しようとするときは、その旨を公告し、当該推進地区まちづくり計画の案についての説明会の開催その他必要な措置を講ずるとともに、当該推進地区まちづくり計画の案を当該公告の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 市民等は、前項の公告の日の翌日から起算して21日以内に、市長に対し、当該推進地区まちづくり計画の案に関する意見書を提出することができる。
- 3 市長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、当該推進地区まちづくり協議会と協議の上、当該意見書に対する見解書を作成し、これを公表しなければならない。
- 4 市長は、第1項の説明会、第2項の意見書及び前項の見解書の内容を考慮し、必要があると認めるときは、当該推進地区まちづくり協議会の協力を得て市民等の参加によるまちづくりの集いの開催その他必要な措置を講ずることができる。
- 5 市長は、第1項の説明会、第2項の意見書、第3項の見解書、前項のまちづくりの集いの内容等を考慮し、見解を付して、当該推進地区まちづくり計画の案を推進地区まちづくり計画とすることについて市民会議の意見を聴かなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による市民会議の意見を踏まえ、推進地区まちづくり計画を決定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。
- 7 市長は、前項の規定により決定した推進地区まちづくり計画の内容を周知させるため、規則で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。
- 8 前各項の規定は、推進地区まちづくり計画の変更について準用する。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。

9 市長は、推進地区まちづくり計画を定めた地区内の適切な場所に、当該推進地区まちづくり計画の内容を記載したまちづくり推進板を設置するものとする。

国分寺都市計画道路 3・2・8 号線沿道まちづくり協議会のルール (案)

1 協議会の公開

会議は、公開とします。また、メディアの取材が入る場合があります。

2 協議会の時間

会議時間は、原則として2時間以内とします。

3 協議会資料の公開と意見聴取

会議資料は、原則公開します。

会議資料は、会議終了後、都市計画課・情報公開コーナー（オープナー）、恋ヶ窪公民館、並木公民館、内藤地域センターにて保管し開示します。

都市計画課においては、随時、「会議内容の説明」「まちづくり計画に関する意見要望の聴取」を行い、その状況をまちづくり協議会に報告します。

4 協議会開催の周知

協議会の開催案内は、「市報」「市のホームページ」及び「まちづくりニュース」等で行います。

5 協議会録の作成と周知

協議会后、2週間を目途に協議会の要領をまとめた協議会録(案)を作成します。

協議会録(案)は、座長の確認を得た後、原則公開します。

協議会録は、発言者を明記します。

6 資料の事前配布

協議会資料は、原則として会議一週間前を目安に事前配布します。

7 ポストイット

協議会中、時間の都合等で発言出来なかった場合、ポストイット（氏名明記）に意見を書いていただければ、改めて事務局より説明致します。また、内容によってはまちづくり協議会で取り上げます。

8 傍聴

傍聴は自由とします。原則として発言は不可としますが、ポストイット(氏名、連絡先明記)にて意見、質問等を行うことができます。また、必要に応じ後日説明、回答を行い、内容によってはまちづくり協議会で取り上げます。

9 その他

以上の他、必要な事項は、別に定めるものとします。

まちづくり計画の策定について

| | | |
|--------------------------------|---|-----------|
| 1 . 国分寺都市計画道路 3・2・8 号線の概要 | } | 始めに共有する項目 |
| 2 . 国 3・2・8 号線沿道まちづくりにおける市の考え方 | | |
| 3 . 国 3・2・8 号線沿道まちづくりの検討体制・進め方 | } | 全員で考える項目 |
| 4 . 沿道地区の概要把握 | | |

注) 以下の矢印の内容について参考資料 - 1 に対応しています

1 . 国分寺都市計画道路 3・2・8 号線の概要 (p 1)

国 3・2・8 号線は、多摩地域の骨格を形成する南北の主要幹線道路である府中所沢線の一部で、府中市武蔵台 3 丁目から国分寺市東戸倉 2 丁目にいたる延長約 2.5km の道路 **沿道地区の概要は、沿道地区の概況把握 (p 6 ~) 参照**

国 3・2・8 号線の車道は 4 車線 16m であり、その両側には 10m ずつ、植樹帯や歩道などからなる環境施設帯が設けられる (下図参照)

鉄道との交差は立体交差となるが、道路との交差は平面交差である。

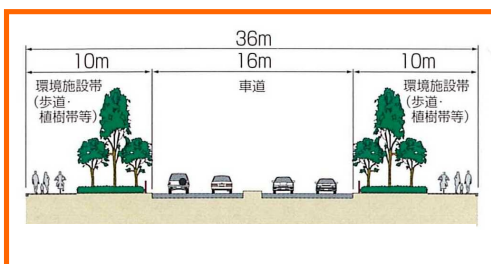
具体的なイメージは、(3) 整備イメージ参照

事業期間は、平成 19 年度 (着手) から平成 27 年度 (完成) を予定

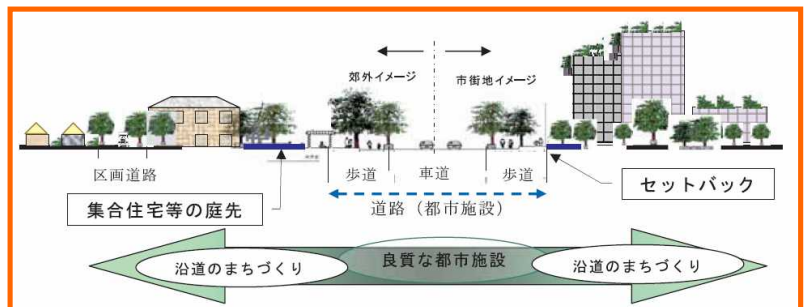
道路整備によって、現在、慢性化している渋滞の緩和や安全で快適な都市空間を創出し、地域まちづくりに寄与することを期待する

東京都は、道路整備を契機とし、道路を骨格としてさらに沿道や周辺の街並みを一体的に捉え、みどり豊かな良好な都市空間 = 環境軸の実現に向けて検討を進めていく。(下図参照)

詳細は、(4) 国 3・2・8 号線の位置づけ (東京都) 参照



標準部断面イメージ

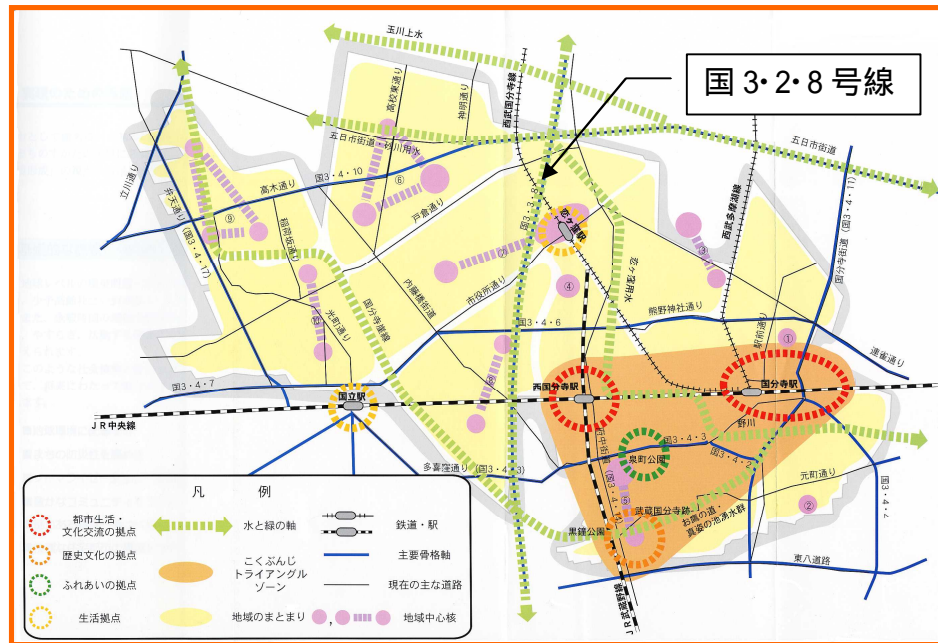


環境軸の断面イメージ

2. 国3・2・8号線沿道まちづくりにおける市の考え方（p2）

都市マスタープランを踏まえた沿道まちづくりの方針は以下の4つ。

- 多様な機能をもつ主要幹線道路の整備とともに、一体感のあるまちをつくります
- 地域の歴史や水、緑などの資源を活用し、まちづくりを進めます
- 農地を活かして、安全で心豊かに暮らせるまちをつくります
- 学校などの公共施設を活かして、コミュニティや防災の中心となる空間をつくります



将来都市構造(国分寺市都市マスタープラン)

沿道まちづくりの目的は、国3・2・8号線の全区間が新設されることにより、今後、生活の様々な場面で生じる変化に対し、道路整備と合わせたまちづくりを事前に考え、「より良好な沿道空間」を創出すること

市の都市マスタープランには、国3・2・8号線の方針を 南北の主要な交通骨格軸 安全快適で緑豊かな歩行空間整備 生活道路ネットワークづくり 水と緑の軸として環境に配慮すると位置づけている

具体的な位置づけは、(2)国3.2.8号線及び沿道地域の位置づけ参照

市と市民が協力してまちづくりを行う仕組みであるまちづくり条例の中で、まちづくりを検討するエリア(まちづくり推進地区) 話し合いの場(まちづくり協議会) まちづくり計画の策定方法を定めている

(4)まちづくり条例との関係、パンフレット参照

まちづくり推進地区は、道路用地幅から概ね100mの範囲とし、地域の特性に応じて、5つのブロックに分けて検討する

ブロック分けの考え方は、補足-2:ブロック検討会について(p4)参照

3. 国3・2・8号線沿道まちづくりの検討体制・進め方（p3～5）



議論のテーマ：今後どのような体制・進め方で検討していけばいいのか

協議会の目的は、沿道まちづくり計画案をとりまとめること。計画案は、土地利用 都市環境 公共施設 環境施設帯の4つのテーマから、まちづくりの将来像・方針をまとめるもの

詳細は（1）沿道まちづくり協議会の目的（p3） 補足-1（p4）参照

確認事項：4つのテーマで行うことについて

検討体制は、沿道まちづくりの方向性を決定する「全体協議会」と公募市民を中心としたまちづくりの課題・アイデアを話し合う「ブロック検討会」からなる（下図参照）

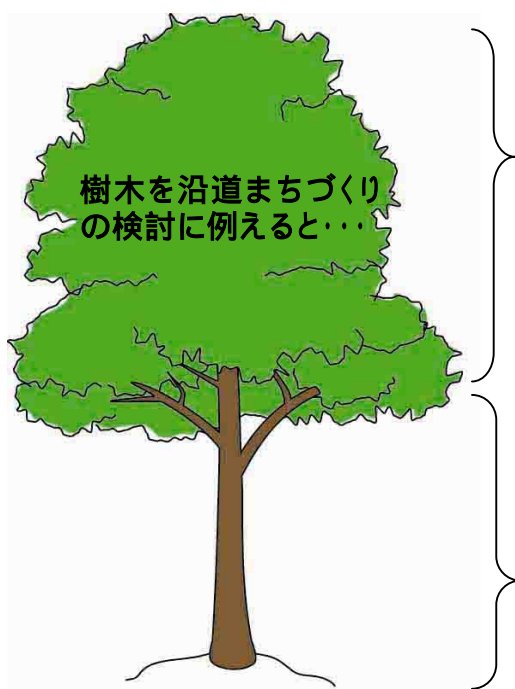
詳細は、（2）検討体制（p3） 補足-1・補足-2（p4）参照

議題：2つの検討組織を運営する際の留意事項について

進め方は、ブロック検討会で得られた課題やアイデアを踏まえ、全体協議会の中で、まちづくりの骨子となる「将来像・方針」を作成します。（下図参照）

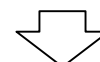
詳細は、（3）協議会の進め方参照（p3） 補足-3（p5）参照

議題：検討方法に対する意見・要望について



ブロック検討会 = 枝葉となる部分をつくる
協議会で将来像・全体方針を検討するため、ブロックごとのまちの魅力や課題を分析・整理します
まちづくり方針を踏まえ、現状のまちをよくするアイデア、道路整備を契機としたまちづくりを検討します。

全体の
方針提示



意向の提示
アイデア提案

全体協議会 = 幹となる部分をつくる
沿道まちづくりの骨子となる将来像や4つのテーマに沿ったまちづくり方針をつくり
地区別の議論を沿道全体で調整した上で、沿道まちづくり計画（案）を策定します。

4 . 沿道地区の概要把握 (p 6 ~ 1 0)



議論のテーマ：どのようなことに重点をおいて検討していけばいいのか

地区の概況 (p 6)

- ・ まちづくりの検討の範囲は1 2 町丁目にわたる
- ・ 市のまちづくり方針は、地域の資源を活用したまちづくり 公共施設を活かしたコミュニティ・防災空間づくり等

議題例 :市のまちづくりの方向性をどのように考えるのか

土地利用に関わる沿道特性 (p 7)

- ・ 現状としては「低層住宅」「農地」が多くを占める
- ・ 地区によっては、沿道が農地の場合と宅地・商業地の場合がある

議題例 :地区の特性に応じて、どのような土地利用を行うのがいいか

都市環境に関わる沿道特性 (p 8)

- ・ 五日市街道及び内藤神社周辺には屋敷林・樹林地が分布
- ・ 農地は一部減少するものの大部分は残ることになる

議題例 :地域の保全すべき歴史や水、緑の資源は

議題例 :身近な自然を活かした触れ合いや交流をいかに継続していくか

公共施設に関わる沿道特性 (p 9)

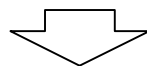
- ・ 現状の周辺道路は、行き止まり道路や4 m未満の狭い道路も多い
- ・ 生活道路の多くは国3・2・8号線と斜めに接道することになる

議題例 :生活道路をよくするためにはどうすればよいか

生活環境に関わる沿道特性 (p 1 0)

- ・ 学区や自治会への影響が考えられる
- ・ 駅や公園、市役所等へのアクセスに影響が考えられる

議題例 :地区の特性に応じ、どのような対策を考えていくべきか



本日の議論をもとに、今後、沿道まちづくりを検討していきます

まちづくり計画の策定について（検討基礎資料）

目次

| | |
|-------------------------------|---|
| 1. 国分寺都市計画道路3・2・8号線の概要 | 1 |
| 2. 国3・2・8号線沿道まちづくりにおける市の考え方 | 2 |
| 3. 国3・2・8号線沿道まちづくりの検討体制・進め方 | 3 |
| 補足 - 1：沿道まちづくりの検討テーマと役割分担について | 4 |
| 補足 - 2：ブロック検討会について | 4 |
| 補足 - 3：ブロック検討会の考え方 | 5 |
| 4. 沿道地区の概況把握（1）～（5） | 6 |

1. 国分寺都市計画道路3・2・8号線の概要

(1) 国3・2・8号線とは

多摩地域の骨格を形成する南北の主要幹線道路である府中所沢線(延長約13.6km)のうち、右図に示す延長約2.5km区間をいう。

名称：国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線
 区間：府中市武蔵台3丁目～国分寺市東戸倉2丁目
 車線数：往復4車線
 道路幅員：36m(標準部) 車道16m+環境施設帯10m×2
 (断面イメージは下図参照)

事業主体：東京都
 事業期間：平成19年度～平成27年度(予定)
 測量調査 H18～H19
 用地取得 H19～H26
 道路工事(平面部) H25～H27
 (アダー・オバー部) H22～H26



(2) 整備の必要性・期待される効果

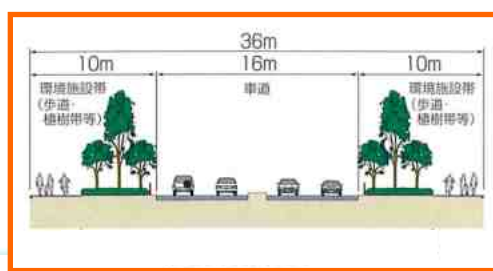
多摩地域の主要幹線道路は、東西方向に比べ、南北方向の整備が遅れているため、体系的なネットワークが形成されず、交通渋滞が慢性化している。計画地周辺では、南北方向の既存道路は、府中街道に限られるため、交通が集中し、交通渋滞や沿道環境の悪化を招いている。本計画の実施より、以下の効果を期待する。

- 体系的な道路ネットワークの形成 交通の分散による渋滞緩和・交通の円滑化
- 安全で快適な都市空間の創出
- 地域まちづくりの推進に寄与

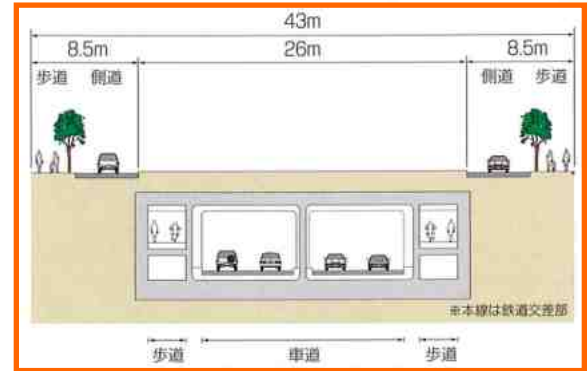
(3) 整備イメージ



オーバースタック部断面イメージ



標準部断面イメージ



アンダーパス部断面イメージ

(4) 国3・2・8号線の位置づけ(東京都)

多摩地域における都市計画道路の整備方針 第3次事業化計画(東京都、平成18年4月)

平成18年度から今後10ヶ年で優先的に整備する路線(優先整備路線)の選定を柱とした方針。

道路整備の基本目標

- (活力) 自立と連携・交流の都市づくり
- (安全) 安全で安心できるまちの実現
- (環境) 快適な環境の創出
- (暮らし) 質の高い生活の実現

新たな道路整備のあり方の提案…環境軸の形成

環境軸(道路整備を契機とし、道路を骨格として、さらに沿道や周辺の街並みを一体として捉え、みどり豊かな広がりを持つて形成された良好な都市空間)の実現に向け、具体的に検討を進めていく

環境軸基本方針～みどり豊かで快適な都市環境の創出に向けて(東京都、平成18年4月)

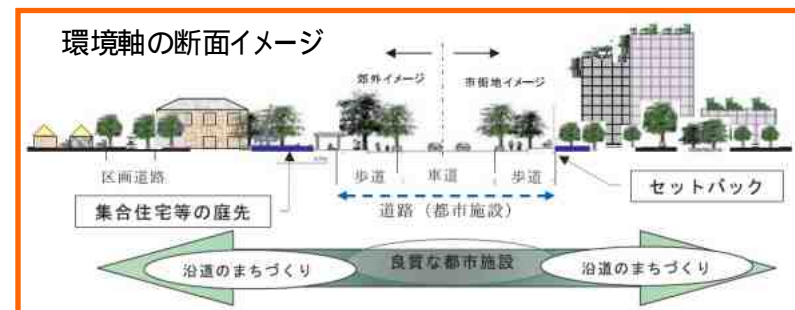
上記整備方針と合わせて、環境軸の形成促進を図るための方向性を示したものである。

環境軸の形成効果

- 1) 都市全体の環境の向上
- 2) 風の道・生物の生息空間・ヒートアイランド対策
- 3) 都市の魅力向上

制度の具体化に向けた検討

環境軸の実現に向け、具体的な推進方策などを検討する路線としてパイロット地区に指定



東京都景観審議会答申(東京都、平成18年1月)

東京における今後の景観施策のあり方について提言を行ったものである。

提言(4)：公共事業等と連携した地域の景観づくり(具体的な取り組み例として本沿道地区を例示)

幹線道路の整備と合わせ沿道のまちづくりが見込まれる地域を対象に、建築物の高さや色彩、屋外広告物の表示など、まちづくりのルール作りを働きかける

2. 国3・2・8号線沿道まちづくりにおける市の考え方

(1) 沿道まちづくりの目的

国3・2・8号線は、ほぼ全区間において新設となることから、その整備により、今後、生活の様々な場面で変化が生じることが予想される。そのため、道路整備と合わせたまちづくりを事前に考え、『より良好な沿道空間』を創出することを目的とする。

(2) 国3.2.8号線及び沿道地域の位置づけ（市都市マスタープランから）

市全体の都市計画に関する基本方針である国分寺市都市マスタープラン（平成12年3月）では、国3・2・8号線及び沿道地域は、以下のように位置づけられている。

全体構想

交通の利便性や都市生活の安全性、快適性を高める = 「主要骨格軸」

緑豊かな都市空間をつくりだし、都市生活の安全性を高める = 「水と緑の軸」

分野別構想

土地利用方針

緑豊かで災害に強いまちをつくるために、良好な沿道環境が形成されたまちづくりを進める

道路・交通体系整備の方針

水や緑、歴史の資源に触れ、散策ができる「こくぶんじ恋のみち」として整備する

都市環境形成の方針

街路樹、植栽帯など主要幹線道路における連続的な緑の空間をつくる



地区別構想

本線で広域的な交通を支え、南北の主要な骨格軸を整備する

国3・2・8号線の側道に安全快適で緑豊かな歩行空間を整備する

地域の一体感を保つために、安全快適で緑豊かな歩行空間を活かして、地域の生活道路ネットワークづくりを進める

沿道敷地において、農地を活かしながらか緑化を重点的に図るなど、水と緑の軸として環境に配慮する

(3) 沿道まちづくりの基本方針

都市マスタープランの基づき、以下の方針で沿道まちづくりを進めるものとする。

多様な機能をもつ主要幹線道路の整備とともに、一体感のあるまちをつくる

地域の歴史や水、緑などの資源を活用したまちをつくる

農地を保全するとともに、安全で安心豊かに暮らせるまちをつくる

公共施設の機能向上と、連携の取れたコミュニティや防災の中心となる空間をつくる

(4) まちづくり条例との関係

国分寺まちづくり条例の中では、「国3・2・8号線沿道まちづくり」は「推進地区まちづくり計画」として、以下のように位置づけられている。

「推進地区まちづくり計画」とは、市長が重点的にまちづくりを推進する必要があると認める地区における市街地整備及び都市環境の改善を目的とした計画（第12条1項4号）

まちづくり推進地区の指定（第20条）

まちづくり推進地区として以下の地区を指定することができる
まちづくり計画において重点的な都市整備が必要とされている地区
法に基づく都市計画事業の施行地区及びその周辺地区
公共施設又は公益施設の整備に併せて総合的なまちづくりが必要な地区
周辺地域に大きな影響を及ぼすことが予想される大規模開発事業の予定地及びその周辺地区

推進地区まちづくり協議会（第21条）

まちづくり推進地区を指定したときには、推進地区まちづくり計画を策定するため、当該地区の地区住民、その他規則で定める者により構成される協議会を設置する

推進地区まちづくり計画の策定（第22条）

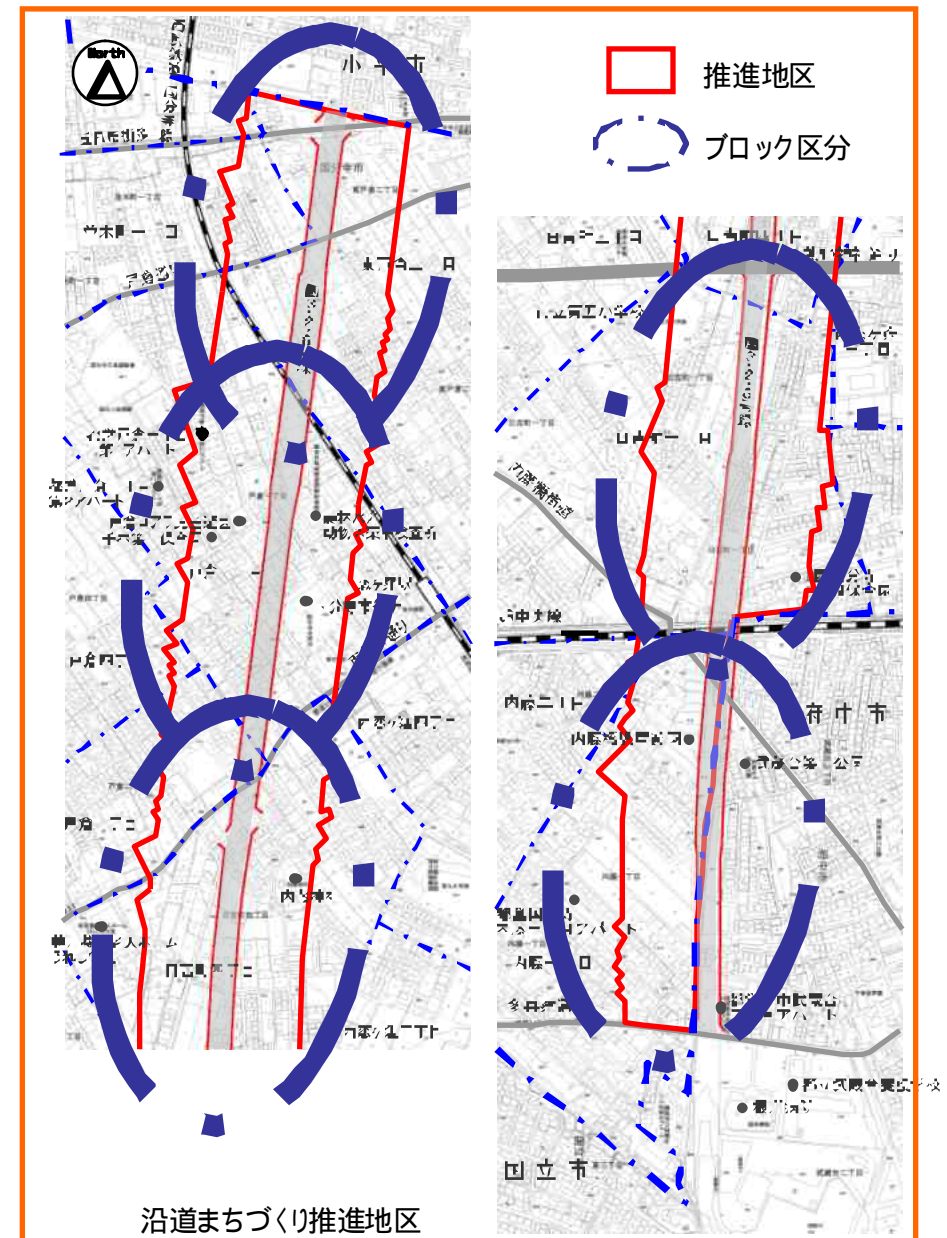
計画策定には以下のような手続きを行う（本協議会はの検討のみ）
計画案の策定 計画案の公告・説明会開催 意見書提出 見解書の作成・公表 まちづくりの集いの開催等 まちづくり市民会議 計画の決定・公告 計画の周知・公表

(5) 沿道まちづくり推進地区の概要

沿道まちづくりを検討するエリア = 「まちづくり推進地区」は、国3・2・8号線の道路用地端から概ね100mの赤い実線で囲まれた範囲とする。

また、地域の特性に応じて、5ブロックに分けて、検討を行うものとする

名称：国分寺都市計画道路
3・2・8号線沿道地区
面積：約58ha
南北 約2.6km
東西 約0.2km
指定年月日：H18.9.6



3. 国3・2・8号線沿道まちづくりの検討体制・進め方

(1) 沿道まちづくり協議会の目的

国3・2・8号線の整備と一体となった『良好な沿道空間の創出』を実現するため、国分寺市まちづくり条例に基づき、沿道まちづくり計画(案)を策定することを目的とする。

沿道まちづくり計画(案)は、以下の4つの検討テーマから、まちづくりの将来像、方針を計画としてまとめるものです。

- 土地利用：良好な沿道空間を創出する土地利用イメージを話し合います。
- 都市環境：緑地・農地の保全や地区特性に見合った景観のイメージを話し合います。
- 公共施設：今ある道路や公園などの公共施設の機能確保を図るための考え方を話し合います。
- 環境施設帯：沿道地区の特性に応じた歩道や植樹帯のイメージを話し合います。

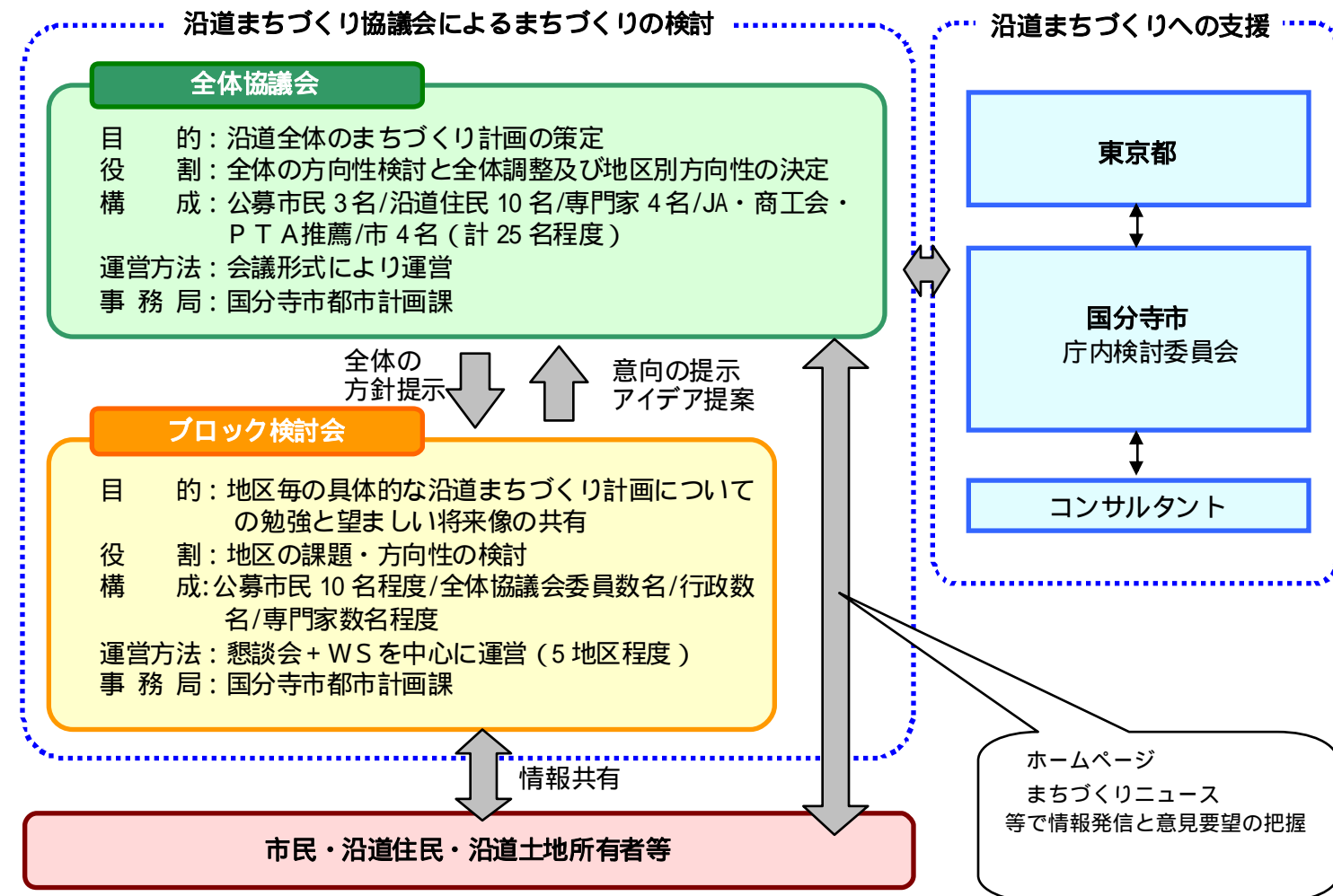
(2) 検討体制

地域の意見を十分に把握するとともに、多方面からの意見を聴きながら検討を進めるため、市民(公募、自治会推薦者等)学識経験者、地元関係者、行政等による「全体協議会」と、沿道住民(公募により決定)を中心とした「ブロック検討会」を立ち上げ、検討を行うものとする。

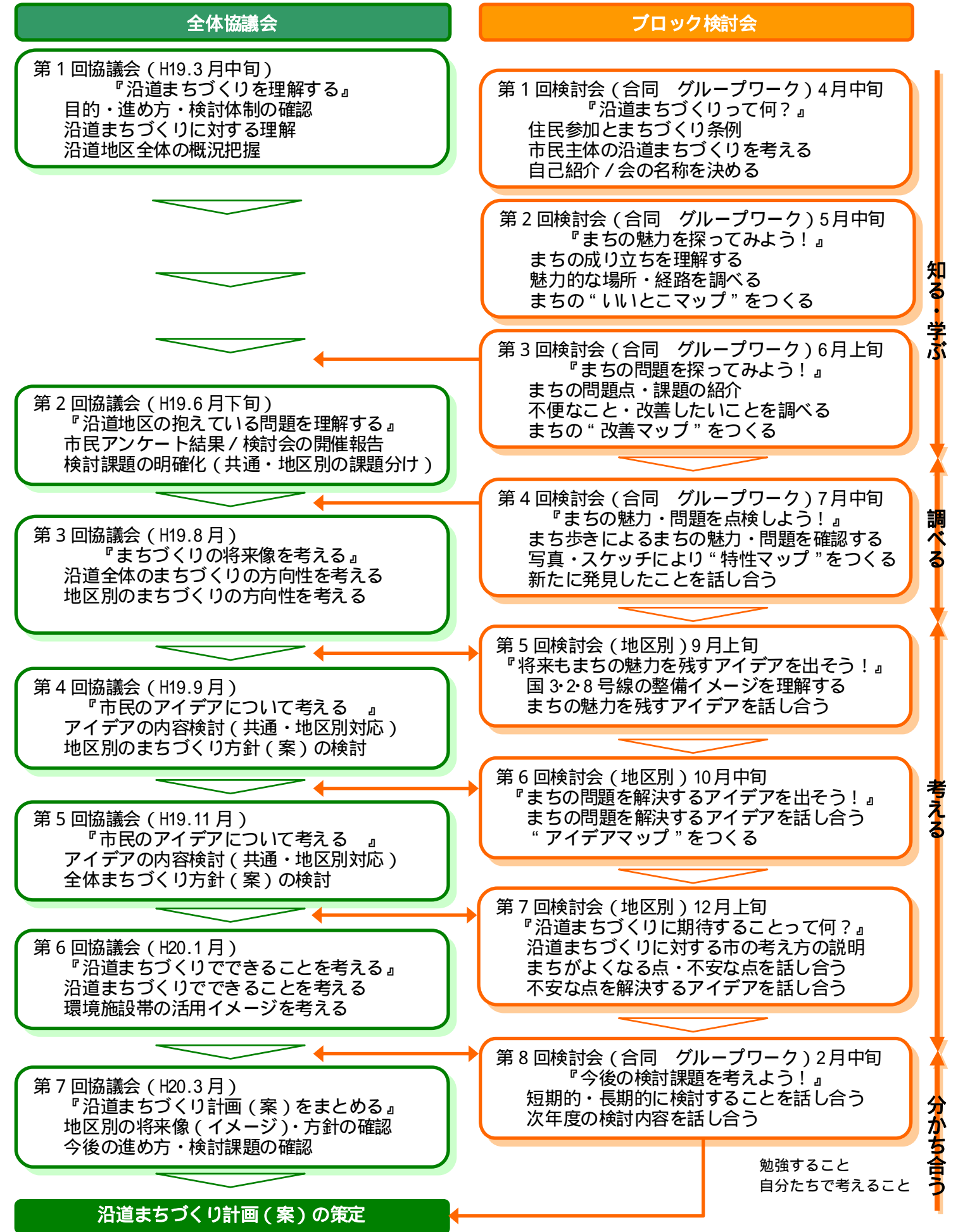
(役割分担)

全体協議会：検討会で得られた問題点・課題をもとに、沿道地区全体の方向性を検討・決定する。また、検討会の意向・提案を踏まえ、地区別の方向性をとりまとめる。

ブロック検討会：全体協議会が提示した方向性を踏まえ、地区毎のまちづくりの方向性を話し合う。検討の中で得られた課題や方向性に対する意向・提案については、再度、協議会で議論してもらう。



(3) 協議会等の進め方 (H18・19年度スケジュール試案)



補足 - 1 : 沿道まちづくりの検討テーマと役割分担について

《第1～2回協議会》

《第3回協議会》

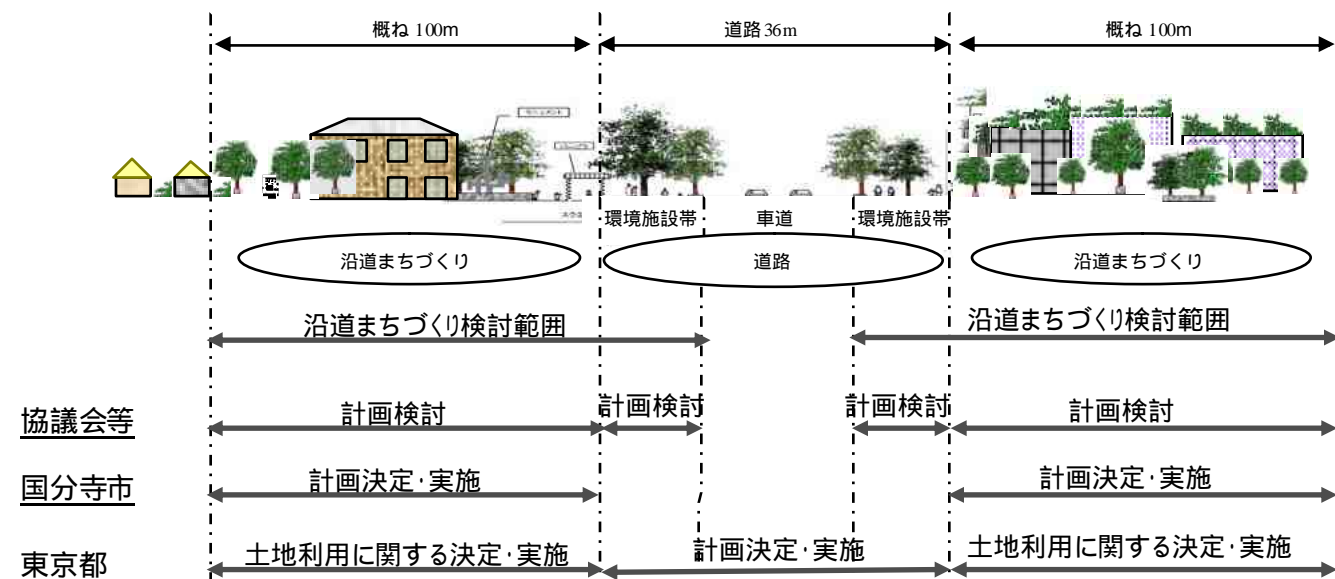
基本条件の整理
沿道現況の把握
地区整備課題の抽出

沿道まちづくりの目標
沿道まちづくりの将来イメージ

18年度 都市計画変更・測量
19年度 事業計画認可
着手(用地買収・補償・整備)

《第4～7回協議会》

| 区分 | テーマ | 想定される検討課題 | 検討主体 | | 決定主体 | 実施主体 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------|-----|----------|---------|
| | | | 検討会 | 協議会 | | |
| 沿道 まちづくり | 土地利用 | 都市計画(用途地域・建坪率・容積率・高さ制限・壁面後退等) 開発事業の基準 | 提案 | 検討 | 市 都 | 市 都 |
| | 都市環境 (緑・景観) | 緑のまちづくり (緑化計画・緑地の保全再生計画等) 景観まちづくりの方針(沿道景観計画) 環境資源の保全・再生 | 提案 検討 | 検討 | 協議会 市 | 住民 市 |
| | 公共施設 の再整備 | 既存道路の再整備・切り直し 新しい地区内道路等の整備 上記に伴う地区交通計画(一方通行等) 生活インフラ(上下水道等)の再整備 | 提案 検討 | 検討 | 市 | 市 都 |
| | 実施手法・実現化方策の検討 (都市計画の決定・変更/まちづくり条例の改正/景観法等の活用/区画整理事業の活用) | | | | | |
| 道 路 | 環境 施設帯 | 環境施設帯の整備類型 沿道土地利用計画と環境施設帯の望ましい関係 環境施設帯の整備方針(大枠の方針) | 提案 | 検討 | 協議会 都 | 都 |



補足 - 2 : ブロック検討会について

1. ブロック検討会の目的

まちづくりを行う上での問題点・課題や地区の将来イメージ・アイデアを話し合い、地区毎のまちづくりの方向性を分かち合うことを目的とする。

2. ブロック区分の基本的な考え方

ブロック検討会では、地区の課題把握とその対応等について検討していくことから、地域特性に応じて、地形地物などで区分した下記の5地区とする。

ブロック区分(案)

| ブロック名(仮称) | 区 間 |
|-----------|----------------|
| 東戸倉地区 | 五日市街道～西武国分寺線 |
| 市役所周辺地区 | 西武国分寺線～市役所通り |
| 日吉町4丁目地区 | 市役所通り～国3・4・6号線 |
| 日吉町1丁目地区 | 国3・4・6号線～JR中央線 |
| 内藤地区 | JR中央線～多喜窪通り |

3. ブロック検討会の委員構成

ブロック検討会は、公募による対象地区住民10名程度と、全体協議会委員を兼ねる数名を合わせた、15名以内で基本を構成する。その他、検討内容に応じて、学識や市関係課職員等が参加するものとする。また、傍聴は自由とし、カード記入等による意見の聴取を行うなど、市民の参加の機会を確保する。

構成(案)

| 参加分類 | | 参加者の条件 | 人数 |
|------|----------|-------------------------------------------------|-------|
| 市民 | 全体協議会委員 | ・自治会推薦の方(当該自治会が属するブロックに参加) ・その他推進地区内に居住している方 | 数名程度 |
| | 公募委員 | ・推進地区内に居住している20歳以上の方 | 10名程度 |
| 行政 | 行政職員 | ・関係職員 | 適宜 |
| 専門家 | 学識経験者 | ・全体協議会の学識委員 | 適宜 |
| | ファシリテーター | ・その他、まちづくりに関する知識等を有する方 | |

委員募集の状況

1月15日号の市報により委員募集を実施。

応募人数

・各ブロック10名程度(応募多数の場合は公開抽選)

応募資格

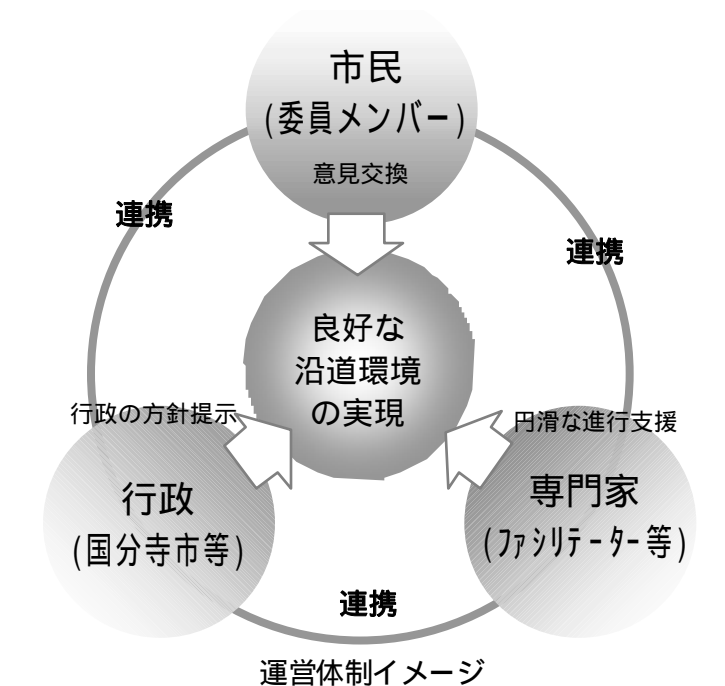
・まちづくり推進地区内にお住まいの20歳以上の市民
・国3・2・8号線沿道まちづくりに関心と熱意のある方

応募方法

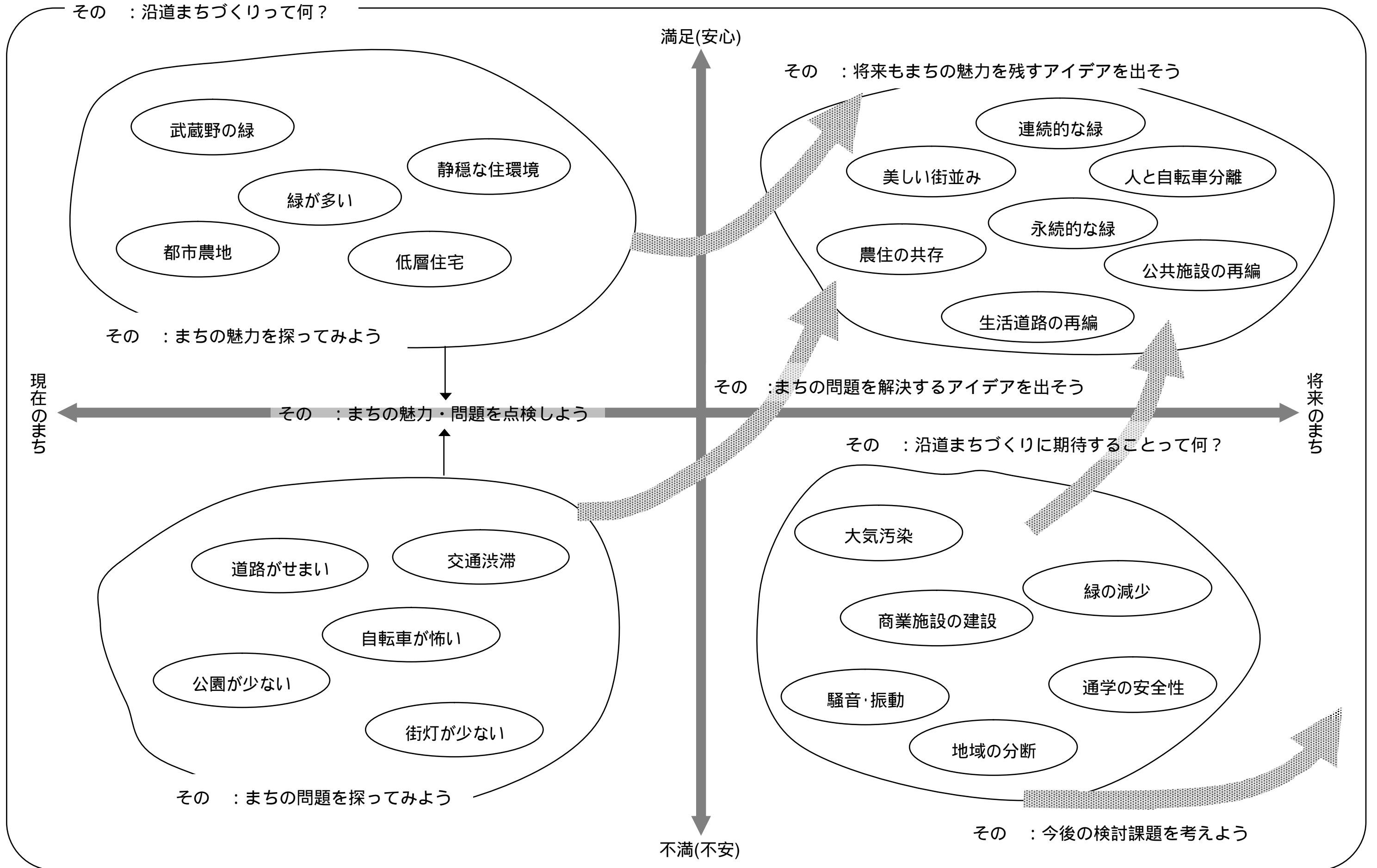
・応募動機200字を添えて申込み

応募状況

・2月末現在、応募者19名



補足 - 3 ブロック検討会の考え方:国3・2・8号線ができた時に「期待すること」「課題となること」を市民の間で共有することがH19年度の到達点



4. 沿道地区の概況把握(1)

国3・2・8号線沿道地区は、国分寺市の中央に位置する面積約58ha、南北約2.6km、東西約0.2kmのエリア。

地区内の人口は約5,100人、世帯数は約2,200世帯。

概況としては、農地と低層住宅を全体としたエリア

関係する町丁目は、北町一丁目、東戸倉二丁目、並木一丁目、戸倉一・二・四丁目、日吉町一・四丁目、西恋ヶ窪三・四丁目、内藤一・二丁目の12町丁目です。

まちづくりの方向性は、いずれも農地・緑地の保全・活用や公共施設と連携したコミュニティ・防災空間の形成となっている。

(参考)まちづくりのテーマと方針(国分寺市都市マスタープランより)

『緑とのふれあい、農住が共生するまち』

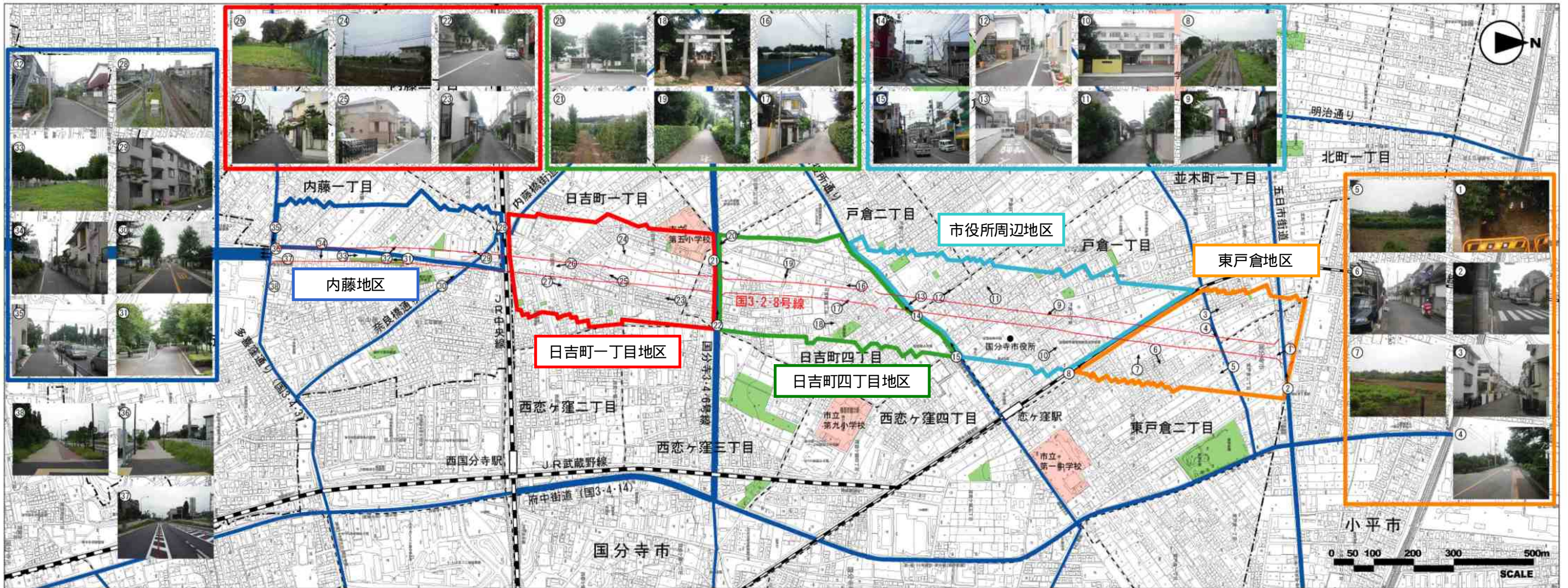
- 方針 -

- 農地を活かして、安全で心豊かに暮らせるまちをつくります。
- 農地を保全するとともに、適正かつ計画的に宅地化を誘導します。
- 多様な機能を持つ主要幹線道路の整備とともに、一体感のあるまちをつくります。
- 学校や市役所などの公共施設の機能の向上、連携を図り、コミュニティや防災の中心となる空間をつくります。

『都市農業と落ち着いた暮らしのあるまち』

- 方針 -

- 農地を保全し、都市農業の新しい展開を支えます。
- 地域の歴史や水、緑などの資源を活用し、まちづくりを進めます。
- 学校などの公共施設を活かして、コミュニティや防災の中心となる空間をつくります。



内藤地区
 地区面積; 約7.6ha
 人口: 約690人
 世帯数: 約280世帯
 概況: JR中央線から多喜窪通りまでの集合住宅や低層住宅が主体のエリア
 町丁目: 内藤一、二丁目
 まちづくりのテーマ(都市マスタープラン)
 都市農業と落ち着いた暮らしのあるまち

日吉町一丁目地区
 地区面積; 約13.3ha
 人口: 約1,250人
 世帯数: 約520世帯
 概況: 小学校を含み、国3・4・6号線からJR中央線までの農地の宅地化が進む農住混在エリア
 町丁目: 日吉町一、四丁目
 西恋ヶ窪三丁目
 まちづくりのテーマ(都市マスタープラン)
 都市農業と落ち着いた暮らしのあるまち

日吉町四丁目地区
 地区面積; 約11.5ha
 人口: 約1,000人
 世帯数: 約410世帯
 概況: 市役所通りから国3・4・6号線までの農地と低層住宅が主体のエリア
 町丁目: 日吉町四丁目
 西恋ヶ窪四丁目
 まちづくりのテーマ(都市マスタープラン)
 都市農業と落ち着いた暮らしのあるまち

市役所周辺地区
 地区面積; 約15.0ha
 人口: 約1,550人
 世帯数: 約720世帯
 概況: 西武国分寺線から市役所通りまでの低層住宅が主体となった公共施設が集合するエリア
 町丁目: 戸倉一、二、四丁目
 まちづくりのテーマ(都市マスタープラン)
 緑とのふれあい、農住が共生するまち

東戸倉地区
 地区面積; 約10.6ha
 人口: 約580人
 世帯数: 約230世帯
 概況: 市境から西武国分寺線までの農地利用が主体のエリア
 町丁目: 東戸倉二丁目、並木町一丁目
 北町一丁目
 まちづくりのテーマ(都市マスタープラン)
 緑とのふれあい、農住が共生するまち

4. 沿道地区の概況把握(2)

沿道地区の土地利用は、宅地が最も多く約 20ha(34%)、二番目に多い農地と合わせ 50% を占める。建物は、大半を戸建の住宅が占めるが、幹線道路沿い、鉄道沿いには集合住宅が数多く分布している。市役所や市役所通り・多喜窪通り沿いには商業施設の分布も見られる。用途地域については、第一種低層住居専用地域が約 47ha(81%) を占める。

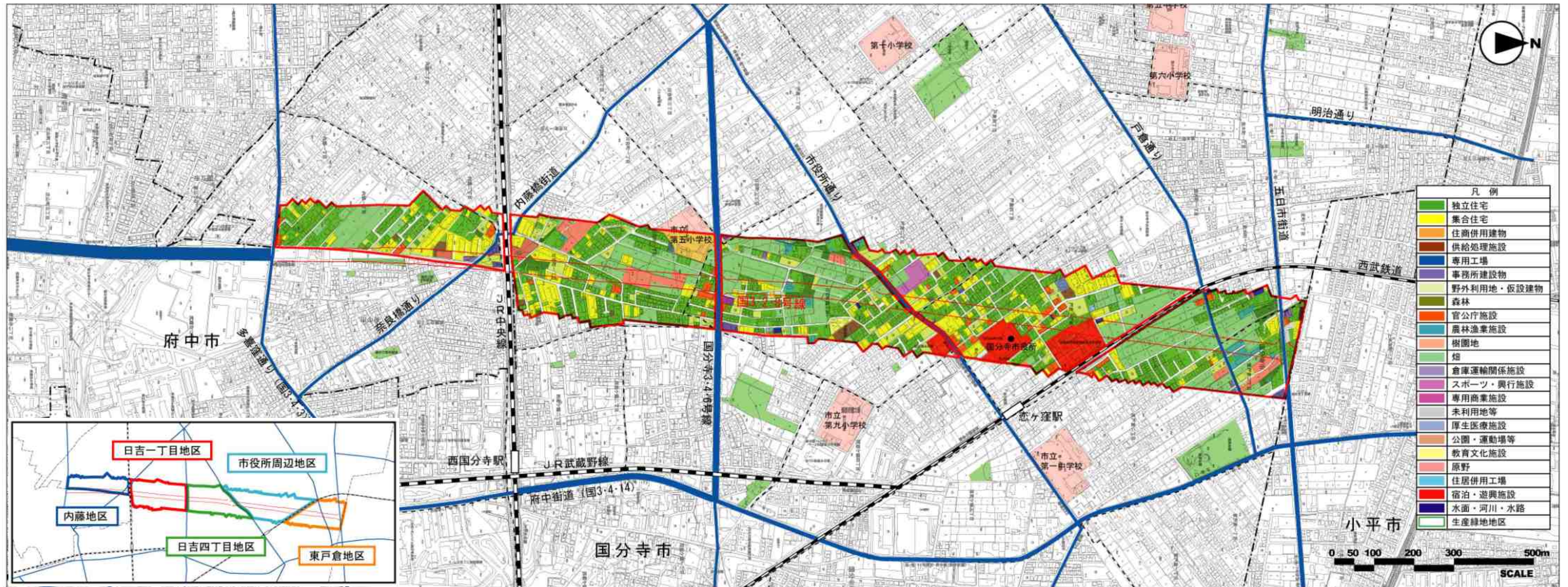
(参考)土地利用に関するデータ

土地利用の概況

宅地：約 20ha(34%)
 農地：約 12ha(21%)
 公園：約 0.6ha(1%)
 道路・鉄道等：約 8ha(14%)
 その他学校等：約 17ha(30%)

用途地域の内訳

第 1 種低層住居専用地域：約 47ha(81%)
 第 2 種中高層住居専用地域：約 7ha(12%)
 第 2 種住居地域：約 3ha(5%)
 近隣商業地域：約 1ha(2%)



内藤地区
 土地利用及び建物現況
 ・地区の大半は住宅地として利用。そのうち北側には、社宅を含む集合住宅が多数立地
 ・多喜窪通り沿いには、住商併用の建物が多数立地
 用途地域の指定状況
 ・概ね、第一種低層住居専用地域
 ・近隣商業地域(多喜窪通り沿道)

日吉一丁目地区
 土地利用及び建物現況
 ・北側には小学校が立地している他、農地がまとまって分布
 ・戸建て住宅が中心であるが、南側には比較的大規模な集合住宅も複数点在
 用途地域の指定状況
 ・概ね、第一種低層住居専用地域
 ・第二種住居地域(第五小学校)
 ・第二種中高層住居専用地域(国3・4・6号線沿道)

日吉四丁目地区
 土地利用及び建物現況
 ・地区西側はほとんどが農地として利用
 ・東側は市役所通り、国3・4・6号線沿道部より宅地化が進行し、戸建住宅や小規模の集合住宅が密集
 ・市役所通り沿いは商業型施設が集積
 用途地域の指定状況
 ・概ね、第一種低層住居専用地域
 ・近隣商業地域(市役所通り沿道)
 ・第二種中高層住居専用地域(市役所通り・国3・4・6号線沿道)

市役所周辺地区
 土地利用及び建物現況
 ・地区西側は密集した住宅地
 ・東側には、市役所や農水省施設といった大規模施設立地
 ・市役所通り沿いは商業型施設が集積
 用途地域の指定状況
 ・第一種低層住居専用地域(主に西側)
 ・第二種中高層住居専用地域(主に東側)
 ・第二種住居地域(大規模施設周辺)
 ・近隣商業地域(市役所通り沿道)

東戸倉地区
 土地利用及び建物現況
 ・ほとんどが農地利用で生産緑地が多数まとまって分布
 ・五日市街道沿いには集合住宅が立地しているが、他は低層戸建住宅が主
 用途地域の指定状況
 ・概ね、第一種低層住居専用地域
 ・第二種中高層住居専用地域(五日市街道・戸倉通り沿道)

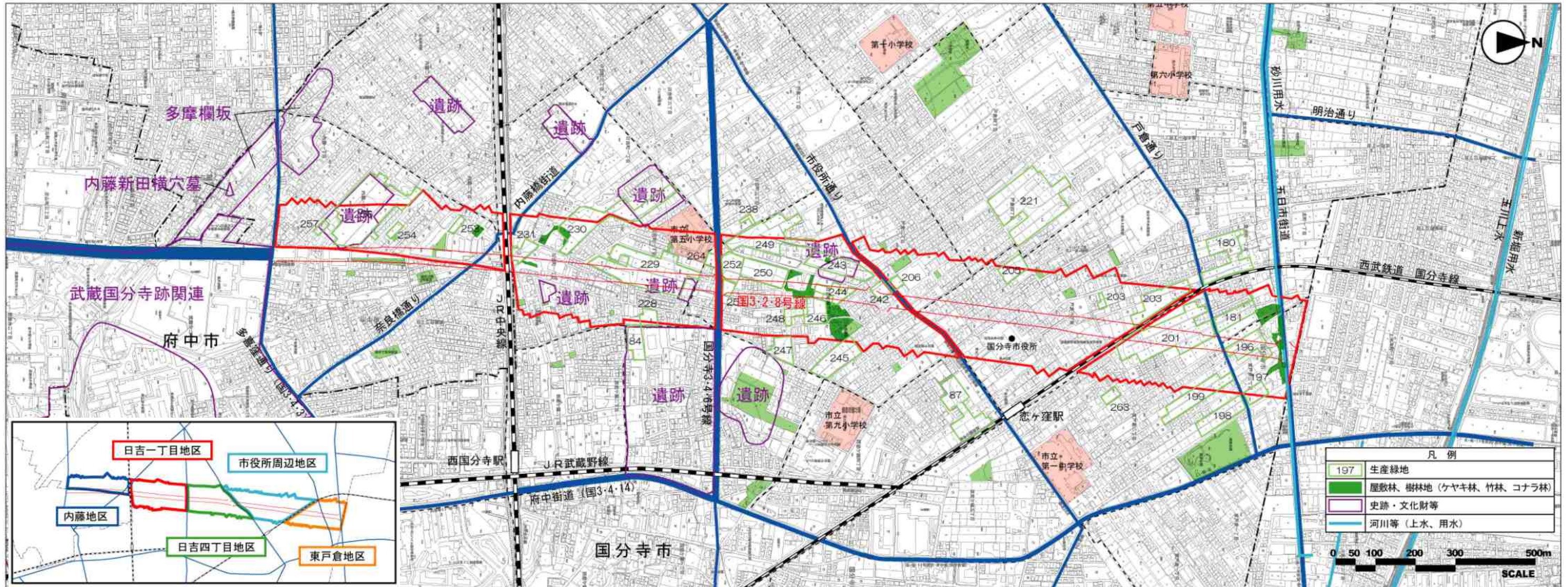
4. 沿道地区の概況把握(3)

市役所周辺地区を除き、比較的緑が豊かな地区である。

緑としては生産緑地が大部分を占める。五日市街道及び内藤神社周辺には屋敷林や樹林地が分布。

沿道地区内の生産緑地面積は、概ね 76,000m² であり、そのうち約 12,500m² は計画路線地区に分布(28地区のうち、11地区が影響を受ける)。

史跡、文化財については、埋蔵文化財が5ヶ所分布(そのうち、2ヶ所が影響を受ける)。



内藤地区

都市環境の概況

- ・比較的緑が豊かなエリアであるが、そのほとんどが生産緑地となっている
- ・北側に1ヶ所、屋敷林・樹林地が存在
- ・水路の分布はない

生産緑地の分布状況

- ・大規模なものが1地区、その他3地区は小規模な地区
- ・道路整備の影響を受ける地区はない

史跡・文化財の分布状況

- ・埋蔵文化財が1ヶ所分布し影響を受ける

日吉一丁目地区

都市環境の概況

- ・比較的緑が豊かなエリアであるが、そのほとんどが生産緑地となっている
- ・南側に2ヶ所、屋敷林・樹林地が存在
- ・水路の分布はない

生産緑地の分布状況

- ・大規模な生産緑地が分布(5地区)
- ・5地区のうち2地区が影響を受ける

史跡・文化財の分布状況

- ・3ヶ所の埋蔵文化財のうち、1ヶ所が影響を受ける

日吉四丁目地区

都市環境の概況

- ・比較的緑が豊かなエリア
- ・内藤神社の社寺林やまとまった屋敷林が分布
- ・水路の分布はない

生産緑地の分布状況

- ・10地区の生産緑地が地区全体に点在
- ・10地区のうち、6地区が影響を受ける

史跡・文化財の分布状況

- ・地区西側に1ヶ所、埋蔵文化財が分布

市役所周辺地区

都市環境の概況

- ・緑が非常に少ないエリア
- ・水路の分布もない

生産緑地の分布状況

- ・4地区の生産緑地が地区西側に集中して点在
- ・4地区のうち1地区が影響を受ける

史跡・文化財の分布状況

- ・分布はない

東戸倉地区

都市環境の概況

- ・比較的緑が豊かなエリア
- ・五日市街道沿いには、砂川用水、屋敷林・樹林地が分布

生産緑地の分布状況

- ・比較的まとまった形で生産緑地が5地区分布
- ・5地区のうち1地区が影響を受ける

史跡・文化財の分布状況

- ・分布はない

4. 沿道地区の概況把握(4)

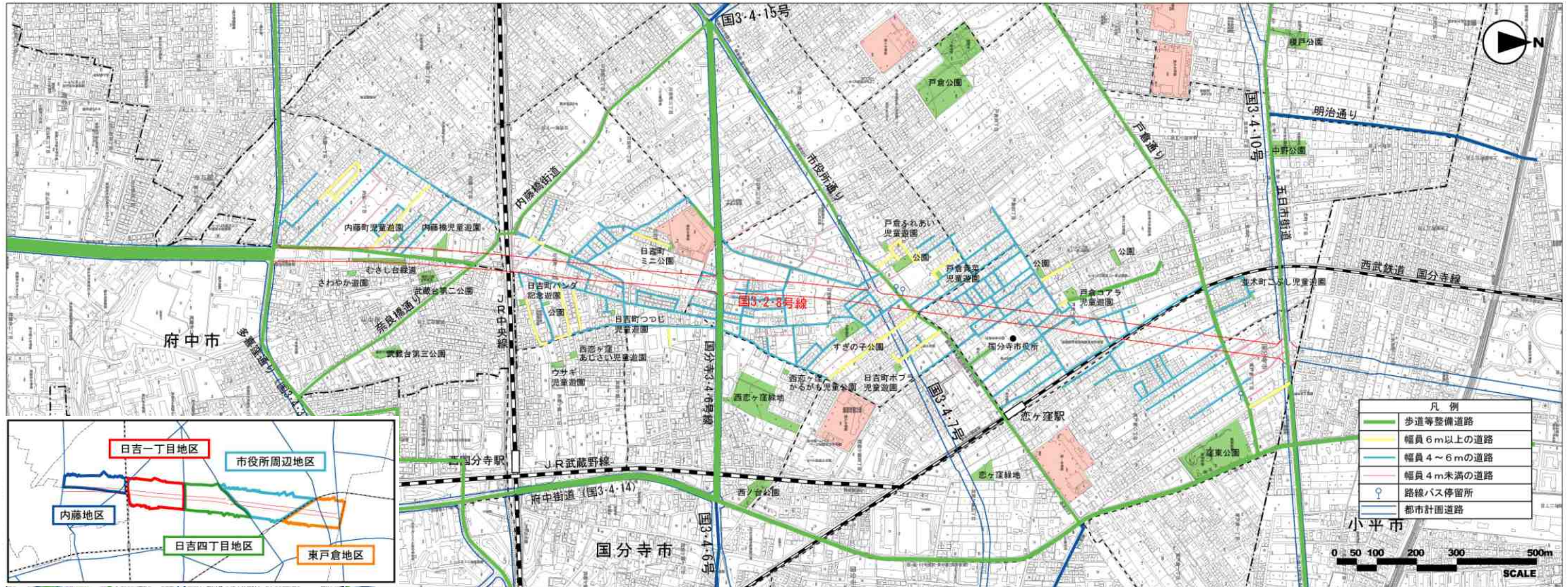
沿道地区の東西方向の骨格軸として、五日市街道・戸倉通り・市役所通り・国3・4・6号線、内藤橋街道、多喜窪通りの6路線が供用。

宅地回りの生活道路は概ね幅員が4mを確保しているが、農地内の道路では幅員4m未満の道路も多い。

また、生活道路は3・2・8号線に斜めに横断している。

道路整備により影響を受ける既存(認定)道路は40路線以上。

地区内には、公園・広場等のオープンスペースが少なく、規模も小さい。



内藤地区
道路整備の状況

- ・ 幹線道路は、奈良橋通りと多喜窪通りの2路線
- ・ 宅地内の道路は幅員4m以上であるが、農地内の道路には幅員4m未満の道路も存在
- ・ 影響を受ける路線は7路線

公園整備の状況

- ・ 地区内には、小規模な公園・広場が2ヶ所
- ・ 2ヶ所のうち、1ヶ所が影響を受ける

日吉一丁目地区
道路整備の状況

- ・ 幹線道路は、国3・4・6号線と内藤橋街道の2路線
- ・ 小学校近接部には、行止り道路あり
- ・ 旗さお宅地が多数存在
- ・ 影響を受ける路線は9路線

公園整備の状況

- ・ 地区内には、小規模な公園・広場が4ヶ所

日吉四丁目地区
道路整備の状況

- ・ 幹線道路は、市役所通りと国3・4・6号線の2路線。市役所通りはバスの運行経路としても利用
- ・ 国3・4・7号線の整備が計画(未着手)
- ・ 地区西側には幅員4m未満の生活道路が複数供用
- ・ 影響を受ける路線は8路線

公園整備の状況

- ・ 地区東側に公園が1ヶ所、また、地区周辺には西恋ヶ窪緑地がある
- ・ 西側の整備はない

市役所周辺地区
道路整備の状況

- ・ 幹線道路は、市役所通り1路線のみ。バスの運行経路としても利用
- ・ 生活道路は比較的密に整備されているが、行止り道路も複数存在
- ・ 影響を受ける路線は14路線

公園整備の状況

- ・ 地区西側には、小規模な公園・広場が4ヶ所
- ・ 東側の整備はない

東戸倉地区
道路整備の状況

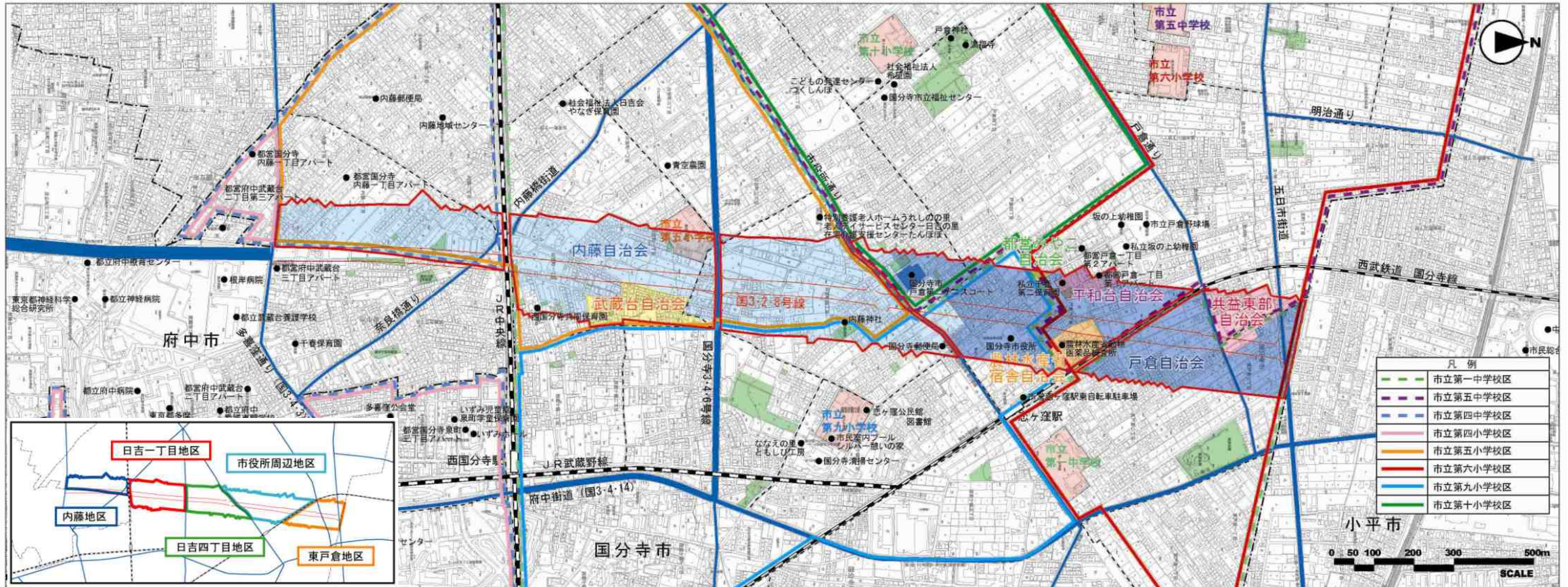
- ・ 幹線道路は、五日市街道・戸倉通りの2路線。戸倉通りはバスの運行経路として利用
- ・ 戸倉通り以北の生活道路として、幅員4m未満が複数供用
- ・ 影響を受ける路線は6路線

公園整備の状況

- ・ 地区西側に公園が1ヶ所
- ・ 東側の整備はないが、地区周辺に窪東公園がある

4. 沿道地区の概況把握(5)

沿道地区周辺には、市役所周辺地区を中心に教育・児童・福祉施設が複数立地。
 病院は、多喜窪通り南側に複数立地。
 道路整備によって影響を受ける学区は、第四・五・六・九小学校区及び第一・四・五中学校区。
 道路整備によって影響を受ける自治会は、戸倉・内藤・共益東部自治会



内藤地区
 公共・公益施設分布
 ・地区内には特記すべき施設はない。
 ・地区周辺南側には病院や都営アパートが複数立地
 ・地区周辺西側に内藤地域センターが立地
 学校区
 ・第五小、第四中学校区
 ・第四中の通学への影響が考えられる
 自治会
 ・内藤自治会

日吉一丁目地区
 公共・公益施設分布
 ・地区西側に第五小学校が立地
 学校区
 ・第五小、第一中学校区
 ・通学への影響が考えられる
 自治会
 ・内藤・武蔵台自治会

日吉四丁目地区
 公共・公益施設分布
 ・郵便局が市役所通り沿いに立地
 ・地区周辺西側には福祉施設が立地
 ・地区周辺東側に恋ヶ窪公民館が立地
 学校区
 ・第五・第九小、第一中学校区
 ・第五小、第一中の通学への影響が考えられる
 自治会
 ・内藤自治会

市役所周辺地区
 公共・公益施設分布
 ・地区西側（地区周辺含む）には、幼稚園・保育園が複数立地。スポーツ施設もあり
 ・東側には市役所、周辺には恋ヶ窪駅
 学校区
 ・第六・第九・第十小、第一・第五中学校区
 ・第六、第九小の通学への影響が考えられる
 自治会
 ・戸倉・平和台・農林水産省・内藤自治会

東戸倉地区
 公共・公益施設分布
 ・特記すべき施設はない
 学校区
 ・第六小、第一・第五中学校区
 ・第六小、第一中の通学への影響が考えられる
 自治会
 ・戸倉・共益東部自治会